



○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年2月21日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成14年2月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 レスパイトケアはちもり
- 3 代表者の氏名
大 和 章
- 4 主たる事務所の所在地
東筑摩郡朝日村大字西洗馬1881番地3
- 5 定款に記載された目的

この法人は、知的障害児者とその家族が、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活でき、生活の自己の選択の幅を広げられるよう、生活支援に関する事業を行いもって、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

生活文化課

○公 告

平成14年度長野県農業大学校学生の第2次募集を次のとおり実施する。

平成14年2月21日

長野県知事 田 中 康 夫

1 募集人員及び修業年限

学 科 等		修 業 年 限	募 集 人 員	学 科 等		修 業 年 限	募 集 人 員
総合農 学 科	作 物 コ ー ス	2 年	若 干 人	実 科 ・ 研 究 科	果 樹 実 科 ・ 研 究 科	各 1 年	実 科 若 干 人 研 究 科 若 干 人
	畜 産 コ ー ス				野 菜 花 き 実 科 ・ 研 究 科		
	野 菜 コ ー ス				畜 産 実 科 ・ 研 究 科		
	花 き コ ー ス				中 信 農 業 実 科 ・ 研 究 科		
	果 樹 コ ー ス				南 信 農 業 実 科 ・ 研 究 科		
	農 村 生 活 コ ー ス						

2 受験資格

(1) 総合農学科

次のいずれかに該当する者（平成14年3月31日までに該当する見込みの者を含む。）
であること。

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- イ 学校教育法第56条に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 実 科

次のいずれかに該当する者（平成14年3月31日までに該当する見込みの者を含む。）
であること。

- ア 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- イ 学校教育法第56条に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- ウ 学校教育法施行規則第69条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- エ 18歳以上であって、ア、イ又はウと同等以上の学力があると認められる者

(3) 研究科

次のいずれかに該当する者（平成14年3月31日までに該当する見込みの者を含む。）
であること。

- ア 長野県農業大学校の実科を卒業した者
- イ 学校教育法による短期大学を卒業した者

ウ ア又はイと同等以上の学力があると認められる者

3 入学志願の手続

(1) 提出書類

ア 入学願書（長野県農業大学校所定の用紙による。）

イ 調査書（最終卒業学校の長が証明し、かつ、封印したもの。ただし、廃校、り災その他の事情によって最終卒業学校の長の調査書が得られない者にあつては、卒業証明書、成績通知票又はこれらに相当する書類をもってこれに代えることができる。）

ウ 健康診断書（農業大学校所定の用紙により、出願前3月以内に医師が診断したもの）

エ 2の(1)のウ及び2の(2)のウに該当する者にあつては、その事実を証する書類

オ 写真（出願前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、背景なしの縦7cm横5cmのもの1枚を入学願書にはること。）

カ 受験票（表にあて先を明記し、50円切手をはること。）

(2) 受付期間

平成14年2月22日（金）から平成14年3月7日（木）まで

（郵送による場合は、平成14年3月7日までの消印のあるものに限り受け付ける。）

(3) 受験料

受験料（2,200円）は、長野県収入証紙により（入学願書にはり、消印しないこと。）納付すること。

(4) 入学願書等の提出先

受験しようとする学科	提出先
総合農学科	長野県農業大学校 〒381-1211 長野市松代町大室3700 電話 (026) 278-5211
果樹実科及び研究科	長野県農業大学校 果樹研究科・実科 〒382-0072 須坂市大字小河原492 電話 (026) 246-2411
野菜花き実科及び研究科	長野県農業大学校 野菜花き研究科・実科 〒381-1211 長野市松代町大室2206 電話 (026) 278-6848

畜産実科及び研究科	長野県農業大学校 畜産研究科・実科 〒399-0711 塩尻市大字片丘10879 電話 (0263) 52-1188
中信農業実科及び研究科	長野県農業大学校 中信農業研究科・実科 〒399-6461 塩尻市大字宗賀字床尾1066-1 電話 (0263) 52-1148
南信農業実科及び研究科	長野県農業大学校 南信農業研究科・実科 〒399-3103 下伊那郡高森町下市田2476 電話 (0265) 35-2240

4 入学試験の実施

試験は、筆記試験、人物考査及び身体検査とし、次により実施する。

(1) 期日及び場所

ア 期 日 平成14年3月14日(木)

イ 場 所 3の(4)の入学願書等の提出先

(2) 筆記試験の内容

ア 総合農学科及び実科

	総合農学科		実科	
	科目	内容	科目	内容
必須科目	国語(60分) 数学(60分)	国語Ⅰ (古文・漢文を除く。) 数学Ⅰ	国語(60分) 小論文(60分)	国語Ⅰ (古文・漢文を除く。) 1,200字以内
選択科目	公民(60分) 化学ⅠB(60分) 生物ⅠB(60分) 家庭(60分) (農村生活コースのみ) 農業(60分) から1科目	現代社会 (注)1 (注)2	数学(60分) 公民(60分) 化学ⅠB(60分) 生物ⅠB(60分) 農業(60分) から1科目	数学Ⅰ 現代社会 (注)2

(注) 1 家庭の内容は、家庭一般(生活設計、労働と時間、家計管理及び生活全般)、食物(栄養、献立、調理及び食品)、被服(材料、計画、構成、製作及び管理)及び保育(乳幼児の育て方)とする。

(注) 2 農業の内容は、各種作物の栽培管理(作物の種類、栽培、経営、機械及び

流通加工)及び各種家畜の飼養管理(家畜の種類、飼育、経営及び流通加工)とする。

イ 研究科

論文(90分、1,600字以内)とする。

5 合格者の発表

平成14年3月20日(水)までに本人に通知する。

6 その他

入学願書の用紙等の請求、試験についての問い合わせ等は、入学願書の提出先に行うこと。

なお、郵便により入学願書の用紙等を請求する場合は、160円切手をはったあて先明記の返信用封筒(角型2号)を同封すること。

農業技術課

長野県知事 田中 康夫

○公 告

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第21条第6項の規定により、平成13年11月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成14年2月21日

製造事業場等の 名称及び所在地	収去 場所	飼料の名 称	製造 (輸入) 年月	試 験 結 果 の 概 要					備考	
				粗たん 白質 (%)	粗脂肪 (%)	カルシ ウム (%)	りん (%)	粗繊維 (%)		粗灰分 (%)
鹿島飼料株式会社 鹿島工場 茨城県鹿島郡神栖町 大字東深芝4-2	株式会社宮 下商店 戸倉町	日配肉豚肥育用 配合飼料 ゆめ肉豚60	平成 13年 11月	12.5以上	2.0以上	0.45以上	0.30以上	5.0以下	7.0以下	-
明治飼料株式会社 鹿島工場 茨城県鹿島郡神栖町 大字深芝2-12	東信州酪農 業組合 東部町	明治配合飼料 ハイグレード74	同上	13.0	2.9	0.62	0.41	2.3	5.3	10.8
信越くみあい飼料株式 会社辰野工場 長野県上伊那郡辰野町 大字辰野1456	同 上	くみあい配合飼料 東酪乳配	同上	17.0以上	4.0以上	0.50以上	0.35以上	14.0以下	8.0以下	-
				18.4	5.7	0.75	0.45	8.9	5.7	8.5
				16.0以上	2.0以上	0.60以上	0.40以上	10.0以下	10.0以下	-
				16.3	6.4	0.84	0.55	5.7	5.6	10.4

マールイ産業株式会社 長野県小諸市和田 483-5	同 左	マールイの養魚飼料 マス育成用47	同上	47.0以上	4.0以上	1.80以上	1.50以上	3.0以下	15.0以下	-
				49.7	7.9	2.79	1.92	1.9	11.8	9.5

(注) 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考欄にその成分の過不足量（絶対値）を示す。

畜 産 課

○公 告

諏訪郡原村における県営払沢地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成14年2月8日行った。

平成14年2月21日

長野県知事 田 中 康 夫

農 村 整 備 課

○公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定により、茅野都市計画事業横内土地区画整理事業について換地処分があった。

平成14年2月21日

長野県知事 田 中 康 夫

都 市 計 画 課

○公 告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第13項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成14年2月21日

長野県知事 田 中 康 夫

1 建築物の建築の計画

- (1) 建築場所 大町市大字大町3356、3357番地
 (2) 建築主氏名 有限会社小沢製麺所 代表取締役 小沢 則 男
 (3) 用途地域 第二種住居地域
 (4) 敷地面積 469.26平方メートル
 (5) 主要用途 製麺工場併用住宅
 (6) 構造及び階数 鉄骨造、地上3階建て
 (7) 工事種別 新築
 (8) 規 模

	申請部分	申請以外 の部分	合 計
建築面積	274.99㎡	0.00㎡	274.99㎡
延べ面積	635.15㎡	0.00㎡	635.15㎡

- (9) 建ぺい率 58.60パーセント 容積率 135.35パーセント

2 日 時 平成14年3月4日(月) 午前10時30分

3 場 所 大町市役所 東中会議室

建築管理課

○公 告

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定した。

平成14年2月21日

長野県公営企業管理者 飯 澤 清

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
和田設備	小県郡丸子町大字塩川789番地2	平成14年2月12日

水 道 課

○公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、長野技術専門校ほか375か所について監査を行ったので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成14年2月21日

長野県監査委員

池 田 益 男
井 出 公 陽
内 田 雄 治
柳 澤 賢 二

- 1 監査対象年度 平成12年度
- 2 監査対象機関、監査年月日及び監査の結果

(1) 普通会計

ア 実地監査

監査対象機関	監査年月日	監査の結果
長野技術専門校	平成13年5月17日	指導事項を除き、適正であると認められた。
長野技術専門校上田分校	〃	適正であると認められた。
中央児童相談所	〃	〃
衛生公害研究所	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
短期大学	〃	適正であると認められた。
長野ろう学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
長野消費生活センター	〃	〃
犀峽高等学校	平成13年5月18日	指導事項を除き、適正であると認められた。
中条高等学校	〃	適正であると認められた。
食品工業試験場	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
農業大学校	〃	〃
松代高等学校	〃	適正であると認められた。
屋代南高等学校	〃	〃
須坂東高等学校	平成13年5月23日	次の指摘事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 旅費支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 12,280円)
機動隊 警察学校	平成13年5月24日 〃	指導事項を除き、適正であると認められた。 〃

長野東高等学校 野菜花き試験場 稲荷山養護学校	〃 〃 〃	〃 〃 適正であると認められた。
軽井沢高等学校 野沢南高等学校 岩村田高等学校 佐久高速道事務所	平成13年5月29日 〃 〃 〃	適正であると認められた。 〃 指導事項を除き、適正であると認められた。 〃
佐久技術専門校 臼田高等学校 臼田警察署 望月少年自然の家 望月警察署 菅農技術センター	平成13年5月30日 〃 〃 〃 〃 〃	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 〃 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。
畜産試験場 林業総合センター 松本空港管理事務所 塩尻警察署	平成13年6月5日 〃 〃 〃	次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認めた。 (指摘事項) 職員宿舍貸付料の算定に誤りのあるものがあった。 (徴収不足額 112,000円) 扶養手当支給に誤りのあるものがあった。 (未支給額 124,000円) 指導事項を除き、適正であると認められた。 〃 適正であると認められた。
松本美須ヶヶ丘高等学校 松本青年の家 松本家畜保健衛生所 松本農業改良普及センター 豊科高等学校 寿台養護学校 松本県ヶヶ丘高等学校	平成13年6月6日 〃 〃 〃 〃 〃 〃	指導事項を除き、適正であると認められた。 〃 適正であると認められた。 〃 〃 〃 〃
中信農業試験場 木曾看護専門学校 情報技術試験場 田川高等学校	平成13年6月7日 〃 〃 〃	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 〃
看護大学 赤穂高等学校 飯田養護学校 高遠高等学校 西駒郷	平成13年6月11日 〃 〃 〃 〃	指導事項を除き、適正であると認められた。 〃 〃 適正であると認められた。 次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 扶養手当支給に誤りのあるものがあった。

		(過支給額 384,000円)
南信農業試験場 松川青年の家 松川高等学校 飯田技術専門学校 阿南警察署	平成13年6月12日 " " " "	指導事項を除き、適正であると認められた。 " 適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
工業試験場 農業総合試験場 農事試験場 果樹試験場 上田染谷丘高等学校 丸子実業高等学校 丸子警察署	平成13年6月18日 " " " " " "	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 " " 指導事項を除き、適正であると認められた。 " 適正であると認められた。
木曾養護学校 木曾建設事務所 木曾保健所 木曾山林高等学校 林業大学校	平成13年7月11日 " " " "	適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 " " 適正であると認められた。
木曾地方事務所 木曾福祉事務所	平成13年7月12日 "	次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 扶養手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 39,000円) 通勤手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 62,100円) 超過勤務手当支給に誤りのあるものがあつた。 (過支給額 6,255円 未支給額 6,577円) 適正であると認められた。
大町警察署 大町建設事務所 白馬高等学校 姫川砂防事務所	平成13年7月16日 " " "	適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 " "
北安曇地方事務所 北安曇福祉事務所	平成13年7月17日 "	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
大町保健所 水産試験場 水産試験場諏訪支場 水産試験場佐久支場 北安曇農業改良普及センター 犀川砂防事務所	平成13年7月18日 " " " " "	適正であると認められた。 " " " " "

佐久保健所 佐久教育事務所 佐久建設事務所 動物愛護センター 臼田建設事務所	平成13年7月24日 " " " "	適正であると認められた。 " 指導事項を除き、適正であると認められた。 " 次の指摘事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 扶養手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 39,000円)
佐久地方事務所 佐久福祉事務所	平成13年7月25日 "	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
諏訪農業改良普及センター 諏訪建設事務所 諏訪養護学校 諏訪二葉高等学校 諏訪保健所	平成13年7月31日 " " " "	次の指摘事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 通勤手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 44,000円) 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 " 指導事項を除き、適正であると認められた。
諏訪地方事務所 諏訪福祉事務所	平成13年8月1日 "	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
東信労政事務所 上田建設事務所 上田食肉衛生検査所 上田保健所	平成13年8月6日 " " "	適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 "
上小地方事務所 小県福祉事務所	平成13年8月7日 "	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
下伊那農業改良普及センター 飯田建設事務所 飯田児童相談所 飯田工業高等学校 飯田消費生活センター	平成13年8月20日 " " " "	指導事項を除き、適正であると認められた。 " 適正であると認められた。 " "
下伊那地方事務所 下伊那福祉事務所	平成13年8月21日 "	適正であると認められた。 "
飯田保健所 飯田家畜保健衛生所 阿智高等学校 伊那教育事務所 箕輪工業高等学校	平成13年8月22日 " " " "	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 " " "

辰野警察署	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
飯山警察署	平成13年8月29日	指導事項を除き、適正であると認められた。
飯山建設事務所	〃	〃
中野警察署	〃	〃
中野建設事務所	〃	〃
北信地方事務所	平成13年8月30日	適正であると認められた。
北信福祉事務所	〃	〃
北信保健所	平成13年9月6日	適正であると認められた。
飯山北高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
中野実業高等学校	〃	次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 通勤手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 55,100円 未支給額 11,500円)
土尻川砂防事務所	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
更埴建設事務所	〃	適正であると認められた。
千曲川流域下水道建設事務所	平成13年9月7日	指導事項を除き、適正であると認められた。
須坂建設事務所	〃	適正であると認められた。
身体障害者リハビリテーションセンター	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
北部高等学校	〃	適正であると認められた。
精密工業試験場	平成13年9月12日	適正であると認められた。
岡谷南高等学校	〃	〃
伊那保健所	〃	〃
諏訪清陵高等学校	〃	〃
伊那建設事務所	〃	次の指摘事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 扶養手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 330,000円)
上伊那地方事務所	平成13年9月13日	適正であると認められた。
上伊那福祉事務所	〃	〃
松本教育事務所	平成13年10月9日	指導事項を除き、適正であると認められた。
松本建設事務所	〃	次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 扶養手当支給に誤りのあるものがあった。 (未支給額 42,000円) 通勤手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 51,000円)

松本保健所 豊科建設事務所	“ “	指導事項を除き、適正であると認められた。 “
松本地方事務所 松本福祉事務所	平成13年10月10日 “	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
長野地方事務所 長野福祉事務所	平成13年10月18日 “	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。
長野保健所 長野建設事務所 名古屋事務所	平成13年10月19日 “ “	指導事項を除き、適正であると認められた。 “ 適正であると認められた。
税務課 職員課 管財課	平成13年10月23日 “ “	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 次の指摘事項及び検討事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 扶養手当支給に誤りのあるものがあつた。 (過支給額 42,000円)
障害福祉課 高齢福祉課 薬務課 食品環境水道課 保健予防課 医務課	“ “ “ “ “ “	指導事項を除き、適正であると認められた。 “ 適正であると認められた。 “ 指導事項を除き、適正であると認められた。 “
男女共同参画課 人権・同和政策課 労政課 青少年家庭課 職業能力開発課 厚生課 義務教育課 高校教育課	平成13年10月24日 “ “ “ “ “ “ “	適正であると認められた。 “ 指導事項を除き、適正であると認められた。 “ “ 適正であると認められた。 検討事項を除き、適正であると認められた。 指導事項及び検討事項を除き、適正であると認められた。
同和教育課 特殊教育課 教学指導課 保健厚生課	“ “ “ “	適正であると認められた。 “ “ 指導事項を除き、適正であると認められた。
財政課 国際課 市町村課 法規学事課 人事課 政策秘書室 環境自然保護課 廃棄物対策課	平成13年10月30日 “ “ “ “ “ “ “	適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 “ “ 検討事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 “ 次の指摘事項を除き、適正であると認めら

公害課 生活文化課 危機管理・消防防災課	” ” ”	れた。 (指摘事項) 旅費支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 22,280円) 適正であると認められた。 ” ”
道路建設課 河川課 道路維持課 都市計画課 砂防課 下水道課 高速道・北陸新幹線局 体育課 文化財・生涯学習課 教育委員会総務課 土地改良課 農村整備課 園芸特産課	平成13年10月31日 ” ” ” ” ” ” ” ” ” ” ” ”	適正であると認められた。 ” ” ” 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 ” 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 ” 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 ”
監理課 情報政策課 交通政策課 企画課 産業技術課 観光課 産業振興課	平成13年11月1日 ” ” ” ” ” ”	指導事項及び検討事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 ” ” ” ” 指導事項を除き、適正であると認められた。
森林保全課 林業振興課 林政課 農業技術課 畜産課 農政課 議会事務局	平成13年11月5日 ” ” ” ” ” ” ”	指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 ” ” 次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 通勤手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 27,600円) 指導事項を除き、適正であると認められた。 ”
住宅課 施設課 建築管理課 監査委員事務局 人事委員会事務局 地方労働委員会事務局	平成13年11月6日 ” ” ” ” ”	指導事項を除き、適正であると認められた。 ” ” 検討事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。 指導事項を除き、適正であると認められた。 適正であると認められた。

警察本部	〃	指導事項及び検討事項を除き、適正であると認められた。
会計局	〃	適正であると認められた。

イ 書面監査

自治研修所	平成13年12月26日	適正であると認められた。
東京事務所	〃	〃
福祉大学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
信濃学園	〃	適正であると認められた。
松本児童相談所	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
諏訪児童相談所	〃	〃
佐久児童相談所	〃	〃
波田学院	〃	適正であると認められた。
諏訪湖健康学園	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
婦人相談所	〃	適正であると認められた。
南信労政事務所	〃	〃
中信労政事務所	〃	〃
北信労政事務所	〃	〃
工科短期大学校	〃	〃
松本技術専門学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
岡谷技術専門学校	〃	適正であると認められた。
伊那技術専門学校	〃	〃
上松技術専門学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
公衆衛生専門学校	〃	適正であると認められた。
須坂看護専門学校	〃	〃
精神保健福祉センター	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
飯田食肉衛生検査所	〃	適正であると認められた。
松本食肉衛生検査所	〃	〃
長野食肉衛生検査所	〃	〃
松本消費生活センター	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
上田消費生活センター	〃	〃
自然保護研究所	〃	〃
消防学校	〃	適正であると認められた。
大阪事務所	〃	〃
計量検定所	〃	〃
病虫害防除所	〃	〃
佐久農業改良普及センター	〃	〃
上小農業改良普及センター	〃	〃
上伊那農業改良普及センター	〃	〃
木曾農業改良普及センター	〃	〃
長野農業改良普及センター	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
北信農業改良普及センター	〃	適正であると認められた。
佐久家畜保健衛生所	〃	〃
伊那家畜保健衛生所	〃	〃
長野家畜保健衛生所	〃	〃
上田教育事務所	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
飯田教育事務所	〃	適正であると認められた。

長野教育事務所	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
体育センター	〃	〃
総合教育センター	〃	適正であると認められた。
生涯学習推進センター	〃	〃
県立長野図書館	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
小諸青年の家	〃	〃
須坂青年の家	〃	適正であると認められた。
阿南少年自然の家	〃	〃
山岳総合センター	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
飯山照丘高等学校	〃	〃
飯山南高等学校	〃	適正であると認められた。
下高井農林高等学校	〃	〃
中野高等学校	〃	〃
中野西高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
須坂商業高等学校	〃	適正であると認められた。
須坂高等学校	〃	〃
須坂園芸高等学校	〃	〃
長野吉田高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
長野高等学校	〃	適正であると認められた。
長野西高等学校	〃	〃
長野商業高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
長野工業高等学校	〃	適正であると認められた。
長野南高等学校	〃	〃
篠ノ井高等学校	〃	〃
更級農業高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
屋代高等学校	〃	適正であると認められた。
坂城高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
上田千曲高等学校	〃	適正であると認められた。
上田高等学校	〃	〃
上田東高等学校	〃	次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 単身赴任手当支給に誤りのあるものがあつた。 (未支給額 18,000円)
東部高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
蓼科高等学校	〃	適正であると認められた。
望月高等学校	〃	〃
小諸商業高等学校	〃	〃
小諸高等学校	〃	〃
北佐久農業高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
野沢北高等学校	〃	〃
小海高等学校	〃	適正であると認められた。
富士見高等学校	〃	〃
茅野高等学校	〃	次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 住居手当支給に誤りのあるものがあつた。 (未支給額 66,500円)

諏訪実業高等学校	〃	適正であると認められた。
下諏訪向陽高等学校	〃	〃
岡谷東高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
岡谷工業高等学校	〃	適正であると認められた。
辰野高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
上伊那農業高等学校	〃	適正であると認められた。
伊那北高等学校	〃	〃
伊那弥生ヶ丘高等学校	〃	〃
駒ヶ根工業高等学校	〃	〃
飯田高等学校	〃	〃
飯田風越高等学校	〃	〃
飯田長姫高等学校	〃	〃
下伊那農業高等学校	〃	〃
阿南高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
蘇南高等学校	〃	〃
木曾高等学校	〃	〃
塩尻志学館高等学校	〃	〃
梓川高等学校	〃	適正であると認められた。
松本工業高等学校	〃	〃
松本深志高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
松本蟻ヶ崎高等学校	〃	適正であると認められた。
松本筑摩高等学校	〃	〃
明科高等学校	〃	〃
南安曇農業高等学校	〃	〃
穂高商業高等学校	〃	〃
池田工業高等学校	〃	〃
大町高等学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
大町北高等学校	〃	適正であると認められた。
長野盲学校	〃	〃
松本盲学校	〃	〃
松本ろう学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
長野養護学校	〃	適正であると認められた。
伊那養護学校	〃	〃
松本養護学校	〃	次の指摘事項及び指導事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 扶養手当支給に誤りのあるものがあった。 (未支給額 108,000円) 住居手当支給に誤りのあるものがあった。 (未支給額 73,500円)
花田養護学校	〃	適正であると認められた。
若槻養護学校	〃	〃
上田養護学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
小諸養護学校	〃	適正であると認められた。
安曇養護学校	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
飯山養護学校	〃	〃
長野中央警察署	〃	適正であると認められた。
須坂警察署	〃	〃
長野南警察署	〃	〃

更埴警察署	〃	次の指摘事項を除き、適正であると認められた。 (指摘事項) 通勤手当支給に誤りのあるものがあった。 (過支給額 16,200円 未支給額 6,900円)
上田警察署	〃	適正であると認められた。
小諸警察署	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
佐久警察署	〃	〃
軽井沢警察署	〃	適正であると認められた。
諏訪警察署	〃	〃
岡谷警察署	〃	〃
伊那警察署	〃	〃
駒ヶ根警察署	〃	〃
飯田警察署	〃	〃
木曾警察署	〃	〃
松本警察署	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
豊科警察署	〃	適正であると認められた。
鑑識課	〃	〃
科学捜査研究所	〃	〃
交通機動隊	〃	〃
高速道路交通警察隊	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。
交通安全センター	〃	適正であると認められた。

(2) 企業特別会計

ア 実地監査

監査対象機関	監査年月日	監査の結果
須坂病院	平成13年5月23日	指導事項を除き、適正であると認められた。
北信発電管理事務所	〃	〃
川中島水道管理事務所	〃	適正であると認められた。
篠ノ井ガス管理事務所	平成13年5月24日	指導事項を除き、適正であると認められた。
小諸ガス管理事務所	平成13年5月29日	適正であると認められた。
こども病院	平成13年6月6日	指導事項を除き、適正であると認められた。
木曾病院	平成13年6月7日	指導事項を除き、適正であると認められた。
松塩水道用水管理事務所	〃	適正であると認められた。
駒ヶ根病院	平成13年6月11日	指導事項を除き、適正であると認められた。
阿南病院	平成13年6月12日	指導事項を除き、適正であると認められた。
企業局総務課	平成13年6月19日	指導事項を除き、適正であると認められた。
電気課	〃	適正であると認められた。

ガス課	〃	〃
水道課	〃	〃
地域開発課	〃	〃
医務課	〃	指導事項を除き、適正であると認められた。

イ 書面監査

監査対象機関	監査年月日	監査の結果
須坂ガス管理事務所	平成13年7月11日	適正であると認められた。
霧ヶ峰有料道路管理事務所	〃	〃
南信発電管理事務所	〃	〃
上田水道管理事務所	〃	〃

3 監査結果の概要

(1) 普通会計

ア 指摘事項

監査の結果、財務に関する事務の執行が適切でないものとして指摘した事項は、2に記載したとおりであり、監査対象機関に対し、文書により改善を指示し、措置状況の回答を求めた。

イ 指導事項

監査の結果、指摘には至らないものの、財務に関する事務の執行について留意又は改善を要するものとして指導した事項の主なものは次のとおりであり、監査対象機関に対し、文書又は口頭により指導し、改善を促した。

(ア) 収入事務

- ・ 未収金の縮減に一層努力を要するもの (5件)
- ・ 行政財産目的外使用料、管理経費等の調定期間が遅いもの (16件)
- ・ 高等学校授業料の減免事務が適切でないもの (6件)
- ・ その他 (9件)

(イ) 契約事務

- ・ 契約書又は請書が作成されていないもの (2件)
- ・ 契約書の記載内容に不備があるもの (5件)
- ・ 予定価格の設定が適切でないもの (15件)
- ・ 業者等選定事務が適切でないもの (9件)
- ・ 随意契約で、見積書徴取者数が適切でないもの (6件)
- ・ 単価契約で、予定価格を上回って契約しているもの (3件)
- ・ その他 (3件)

(ウ) 支出事務

- ・ 職員手当支給に誤りのあるもの(少額なもの) (8件)
- ・ 職員手当に係る届出書類に不備のあるもの (9件)

- ・ 通勤手当支給確認簿が整備されていないもの (6件)
- ・ 旅費支給に誤りのあるもの(少額なもの) (10件)
- ・ 旅行命令票の記載に不備のあるもの (4件)
- ・ 航空機利用による旅行で、搭乗券や領収書の添付のないもの (7件)
- ・ 支出科目に誤りのあるもの (13件)
- ・ 完了検査の方法等が適切でないもの (7件)
- ・ 工事請負契約で、変更契約に係る事務が適切でないもの (4件)
- ・ 資金前渡で精算されていないもの (2件)
- ・ 支払時期の遅いもの (5件)
- ・ その他 (14件)

(エ) 補助金事務

- ・ 補助事業等実績報告書の提出の遅いもの (2件)
- ・ 補助金の額の確定時期の遅いもの (2件)
- ・ その他 (2件)

(オ) 財産管理事務

- ・ 公有財産に係る帳票の整理を要するもの (21件)
- ・ 物品に係る帳票の整理を要するもの (31件)
- ・ 土地の管理事務が適切でないもの (3件)
- ・ 備品の管理又は処分の方法が適切でないもの (17件)
- ・ 低利用の職員宿舎の有効活用に努力を要するもの (2件)
- ・ その他 (4件)

ウ 検討事項

監査の結果、財務に関する事務の執行に係る制度又は運用について改善を検討する必要があると認められた事項は次のとおりであり、事務を主管する機関に対し、文書で検討を求めた。

(ア) 収入事務

- ・ 高等学校授業料の減免継続願の添付書類について、学校により取扱いに統一を欠く事例が見受けられるので、事務処理手続の改善について検討を求めたもの

(イ) 支出事務

- ・ 扶養親族現況届による扶養親族たる要件の確認の際、所属により提出を求める書類の取扱いに統一を欠く事例が見受けられるので、要領の見直しについて検討を求めたもの
- ・ 義務教育諸学校の教育職員が、休日等に部活動指導業務をした場合の特殊勤務手当について、同支給取扱要領に明記されていない事項があるため、所属により取扱いに統一を欠く事例が見受けられるので、要領の見直しについ

て検討を求めたもの

- ・ 現地機関における道路管理責任等に起因する賠償金で、30万円未満のものを見舞金として支出しているが、支出の内容が損害賠償であるため、支出科目の見直しについて検討を求めたもの
- ・ 一般行政事務に任用された行政事務臨時嘱託員のうち、特段の手続きがないまま外郭団体の事務を行なっている事例があるので、制度の運用について検討を求めたもの
- ・ 駐在所等に勤務する警察官に対し、外部団体等と接する際の経費（公衆接遇費）を支出のあった月の翌月に報償費で支給しているが、支出相手、支出科目、支出時期等支給方法の見直しについて検討を求めたもの

(ウ) 補助金事務

- ・ 市町村が行う住宅改修資金貸付事業に対し、貸付金原資の4分の1を補助する補助事業で、償還後においても市町村に補助金相当の資金が留保されたまま返還されない制度となっているため、その見直しについて検討を求めたもの

(エ) 財産管理事務

- ・ 自動販売機の設置等に対する行政財産目的外使用許可について、使用料及び管理経費の減免の取扱いに統一を欠く事例が見受けられるので、基準等の見直しについて検討を求めたもの

(2) 企業特別会計

ア 指導事項

監査の結果、指摘には至らないものの、財務に関する事務の執行について留意又は改善を要するものとして指導した事項の主なものは次のとおりであり、監査対象機関に対し、文書又は口頭により指導し、改善を促した。

(ア) 収入事務

- ・ 現金の保管方法が適切でないもの (1件)
- ・ 医療費の調定時期が遅いもの (1件)
- ・ その他 (3件)

(イ) 契約事務

- ・ 予定価格の設定が適切になされていないもの (2件)

(ウ) 支出事務

- ・ 貯蔵品計上誤りの修正時期が遅いもの (2件)
- ・ 航空機利用による旅行で、搭乗券や領収書の添付のないもの (1件)
- ・ その他 (2件)

(エ) 財産管理事務

- ・ 公有財産に係る帳票の整理を要するもの (2件)

監査委員事務局

○公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定により上高井郡小布施町大字小布施854番地39倉科浩彰ほか32名から提出された住民監査請求について、同条第3項の規定により監査した結果を次のとおり通知したので、これを公表する。

平成14年2月21日

長野県監査委員	池	田	益	男
同	井	出	公	陽
同	内	田	雄	治
同	柳	澤	賢	二

13監査第51号

平成14年2月18日

(請求人代理人) 様

長野県監査委員	池	田	益	男
同	井	出	公	陽
同	内	田	雄	治
同	柳	澤	賢	二

長野県職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

平成13年12月20日に提出のあった標記請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第3項の規定により、別紙のとおり監査結果を通知します。

(別紙)

長野県職員に関する措置請求の監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

上高井郡小布施町大字小布施854番地39 倉科浩彰ほか32名（別記のとおり）

請求人代理人

岡谷市本町2丁目6番36号 弁護士 松村文夫

長野市大字長野旭町1098番地 弁護士 内村 修

2 請求書の提出

請求書の提出は、平成13年12月20日である。

3 請求の内容

提出された長野県職員措置請求書による請求の要旨は、次のとおりである（原文のまま）。

請求の要旨

長野県議会議長吉田博美、及び同議会事務局職員（随行職員）小林弘一が、平成12年12月22日から31日までの間、イタリア及びフランスで行った「欧州地方行政視察」は、航空運賃約166万円、現地宿泊料約37万円、現地交通費約73万円、ガイド・通訳費77万円その他を「視察旅費及びガイド料」として、合計379万4845円を、知事、支出手続担当者らをして、各々公金から支出させた。

この「視察」は、旅行代理店が企画したものであり、計画当初から遺跡・名所・美術館・サッカー観戦・文化商業施設等の見学をする観光目的のものである。しかも「視察日程表」と「欧州地方行政視察報告書」を比較検討すると、①サッカーの試合日程の変更に合わせてスタジアムを「視察」していること、②「ローマ市庁舎訪問」、「フィレンツェ観光局視察」、「地場産業振興策視察（皮革製品工場視察）」、「ミラノ市庁舎視察（イタリア環境政策とリサイクル対策）」、「ミラノ市内ゴミ分別回収システム視察」は、行っていないこと、③福祉施設視察以外は、事前のアポイントメントさえもとっていないこと、などが明らかとなり、その実態は「視察」に名を借りた観光旅行であることは一目瞭然である。このような旅行に対して公金を支出することは、明らかに違法不当である。

知事は、違法不当な公金を費消した上記2名に対して、その返還を求める権利と義務を有するものである。

よって、監査委員は、知事に対して、次のとおり勧告するよう求める。

記

知事は、上記旅行をした者に対し、旅行代金全額（旅費及びガイド料を含む）を長野県に返還するよう請求すること。

4 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成13年12月20日にこれを受理した。

5 請求人等の証拠の提出及び陳述

請求人及び請求人代理人に対して、法第242条第5項の規定により、平成14年1月15日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

平成12年12月22日から同月31日までの間に実施された欧州地方行政視察（以下「本件海外視察」という。）のために支出された旅費等について監査対象とした。

2 監査対象機関

議会事務局について監査を実施した。

3 関係人調査

法第199条第8項の規定により、関係人として、吉田博美前議長（以下「前議長」という。）から意見を聴取し、また、本件海外視察に係る旅行業務を扱った旅行代理店に対して文書照会による調査を行った。

第3 監査の結果

本件海外視察に係る旅費等の支出を違法不当とする請求については、その一部について理由があるものと認める。

したがって、法第242条第3項の規定により、知事に対し、別項のとおり勧告する。以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係する条例又は規則等との照合、関係書類等の調査及び監査対象機関からの事情聴取並びに関係人調査を実施した結果、次の事項を確認した。

(1) 議員海外視察の手続について

議員海外視察の手続については、長野県議会議員海外渡航実施申合せ事項（平成3年7月2日議会運営委員会決定）等によると、次のとおりとなっており、本件海外視察はこの手続に従い実施されていることが確認された。

- ① 議員による海外視察の計画策定
- ② 議長への海外行政視察実施計画書の提出
- ③ 議会運営委員会への協議
- ④ 海外視察の実施
- ⑤ 議長への報告書の提出

(2) 本件海外視察の概要について

ア 目的及び出張者

本件海外視察は、議会代表による海外視察として実施されたものであり、平成12年12月8日付けで議長に提出された海外行政視察実施計画書によると、視察先国はイタリア共和国及びフランス共和国、調査目的は欧州地方行政視察、調査項目は世界遺産、歴史的建造物保護、高齢者福祉とされている。

出張者は、前議長及び随行職員として小林弘一議会事務局総務課調整幹兼課長補佐（以下「随行職員」という。）の2名である。

イ 行程等

本件海外視察の行程等は、別紙1のとおりである。

ウ 行程等の策定経過等

平成12年8月頃、随行職員から旅行代理店に相談が行われ、その後、12月議会終了後にイタリア（ローマ、フィレンツェ、ミラノ）及びフランス（パリ）

を訪問先とする視察日程の作成依頼が行われ、11月1日付けで旅程表が同旅行代理店から提出されている。

この旅程表に対し、議会事務局からローマ市庁舎、フィレンツェ観光局及びミラノ市庁舎の訪問、あるいはゴミ分別回収システム等の視察要望が旅行代理店に行われたが、視察時期がクリスマス休暇と重なり現地の予約を取ることができず、12月13日に最終旅程表が同旅行代理店から提出されている。

なお、旅行命令書に添付された旅程表、通訳ガイド業務請負契約書に添付された日程表、実際に本件海外視察に使用された最終旅程表及び欧州地方行政視察報告書（以下「報告書」という。）に添付された日程表相互の内容に一致しない部分が見られるが、上記のような経過から、それぞれの文書の作成時点における日程を基にしていることによることが確認された。

エ 報告書の提出

平成13年3月27日付けで石田治一郎議長あて提出されている。

オ 本件海外視察に係る旅費等の支出状況

旅費	3,033,665円	前議長分 1,550,570円、随員職員分 1,483,095円
交際費	26,250円	土産代
役務費	770,000円	通訳ガイド料
計	3,829,915円	

旅費は、前議長については、特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例（昭和27年長野県条例第75号）、随員職員については、一般職の職員の旅費に関する条例（昭和29年長野県条例第45号）に基づき支給されている。

旅費等の支出負担行為、支出命令、支出及び精算の各会計事務は、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の定めに従い行われていることが確認された。

(3) 前議長からの意見聴取結果

前議長から聴取した意見の要旨は、別紙2のとおりである。

2 判断

事実関係の確認に基づき、以下のとおり判断する。

国際化が進展する今日、議員が海外の行政事情の正確な知識を習得し、教養を深めるために海外視察を行い、その議会活動の能力を高め、議会活動に役立たせることは、県民の利益にもつながるものと考えられるため、目的や効果等を勘案して合理的な必要性がある場合には、海外視察が認められるものである。

判例においても、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために必要な限度で広範な権能を有し、合理的な必要性があるときはその裁量により議員を海外に派遣することができる」（昭和

63年3月10日最高裁判決、平成9年9月30日最高裁判決も同旨)とされているところである。

しかしながら、地方公共団体はその事務を処理するに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない(法第2条)、その経費は目的を達成するための必要かつ最少の限度をこえて支出してはならないとされており(地方財政法(昭和23年法律第109号)第4条)、このような法の趣旨を踏まえ、議会が実施を決定した海外視察といえども、その内容が視察の目的、態様、効果等に照らして社会通念上妥当なものであることが必要である。

請求人は、本件海外視察が視察に名を借りた観光旅行であり、このような旅行に対して公金を支出することは違法不当であると主張している。

視察と観光旅行を外形的に区別することは容易ではないが、上記のような予算の適正執行の観点から、本件海外視察の妥当性を検討する。

本件海外視察の目的については、海外行政視察実施計画書によると、世界遺産、歴史的建造物保護、高齢者福祉が調査項目として記載されているが、この記載だけでは目的が包括的であり具体的にどのような事項を調査するのか明らかでない。また、視察前に行われた議会運営委員会においても、詳細な内容は示されておらず、具体的に何を調査するのかは視察者の判断に委ねられていたものであり、目的の明確さを欠いた視察であったと言わざるを得ない。

視察箇所については、視察時期がクリスマス休暇と重なったため、視察を希望したローマ市庁舎やフィレンツェ観光局等の訪問予約が取れず、結果的に、予約ができたのはフランスにおけるARPAD(依存老人ホーム)とパビリオン・スーモア市福祉センター(以下「福祉施設」という。)の2箇所のみで、その他の視察箇所の大部分が遺跡、美術館などの観光地や観光名所といわれる場所とならざるを得なかったものと言える。

視察時期の設定については、平成12年10月に知事選挙があり、議長として多忙な議会日程を調整した結果、12月議会終了後にならざるを得なかった事情があるということであるが、西欧におけるクリスマス休暇の時期には、公共機関等を視察できる日数がおのずと限られ、職員等の説明を受けたり、不明な点を尋ねたりすることができないことから視察目的を達成するための具体的な行動が制約されることは視察前から予想できたものと考えられる。

当初予定していた視察箇所が欠落したままで視察が実行されたことは、見学が主となり、例えば視察テーマについての法規制の内容や費用負担、経済的効果や問題点など多角的な視点から調査ができない結果となっている。

また、議会事務局の対応の不備もあり、視察後の報告書が前議長の最終的な了解のもとに作成されていなかったことについては、視察後の報告書が視察の成果を全て網羅するものではないとしても、視察結果を集約し、公費を支出した視察の内容

を確認する重要なものであるという認識に欠け、形式的に処理されていたものと言わざるを得ない。

なお、前述したように、視察箇所は必ずしも希望に沿うものではなかったが、前議長からの意見聴取によると、観光対策、商業対策、福祉問題、少子高齢化その他スポーツ振興、青少年健全育成、ゴミ収集など様々な問題意識を持って視察を行っていること、いろいろな場所で行き会った旅行客などから直接話を聞くことにより長野県の政策課題について考察するなど、その積極的な探求心と肌で感じたものを大切にし県政に役立てようとする姿勢がみられること、また、海外の実情を見聞したことにより得られた政策提言も認められることから、本件海外視察全体を単なる観光旅行とすることは早計であると考えらる。

しかしながら、多額の公費を支出して行われる海外視察は、最大の効果を得るための事前の計画の策定、準備、視察の実施状況、成果等を、全体的にみてその妥当性を評価すべきであると考えらる。本件海外視察は、視察目的が明確でなく、視察時期の設定が不適切であったため事前の十分な準備を欠いたものであり、計画自体適正を欠いたものと言わざるを得ず、ひいては十分な調査及び報告ができなかったものと言えらる。

以上のことから、事前に予約していたフランスにおける福祉施設の視察については、その視察状況や内容からみて公務性を認めることができる。それ以外の視察については、世界遺産や町並み、商業活動などの状況を見聞することにより知識、教養を豊かなものにし、職務を行う上で有意義であったと推測され、一概に公務性を否定するものではないが、前述した点を勘案すると、総じて公費をもって支出するに足るだけの公務性を認めることは困難と言わざるを得ず、不当な公金の支出であると判断する。

次に、不当な公金の支出額についてであるが、旅費のうち滞在費(日当、現地交通費及び宿泊料)については、福祉施設の視察を行った12月29日以外の日に係る分を不当な公金の支出と判断する。旅費のうち航空賃については、本件海外視察の公務性を全体的にみると、その半額を不当な公金の支出とすることが適当と判断する。

なお、支度料、雑費(空港使用料、空港税)については、その性格から支出は正当なものと認めらる。

土産代については、福祉施設の視察の際に関係者に交付されており、社会通念上からも妥当と判断する。

通訳ガイド料については、12月29日以外の日に係る分を不当な公金の支出と判断する。

当該経費は、本来、視察を円滑に進めるための支出であるため、前議長の負担とするのが妥当と認めらる。

なお、随員職員については、職務命令を受け本件海外視察の庶務的業務に従事し

たものであり、言い換えれば本来的職務に従事したものである点を考慮すると、随
行職員に係る経費は必ずしも不当な公金の支出とは言えないものであるが、本件海
外視察の態様からみて、12月29日以外の日に係る滞在費については、随
行職員に負
担を求めることもやむを得ないものとする。

不当な公金の支出額

(円)

区 分		支 出 額	うち不当な公 金の支出額
1 旅 費	(1) 前議長分	1,550,570	990,000
	ア 日 当	83,100	73,700
	イ 現地交通費	365,300	316,800
	ウ 宿泊料	213,300	184,300
	エ 航空賃	830,400	415,200
	オ 支度料	53,900	
	カ 雑費 (空港使用料、空港税)	4,570	
	(2) 随 行職員分	1,483,095	517,900
	ア 日 当	64,900	57,700
	イ 現地交通費	365,300	316,800
	ウ 宿泊料	165,900	143,400
	エ 航空賃	830,400	
	オ 支度料	35,035	
	カ 雑費 (空港使用料、空港税)	4,570	
キ 国内交通費	16,990		
2 土産代		26,250	
3 通訳ガイド料		770,000	680,000
合 計		3,829,915	2,187,900

【知事に対する勧告】

本件請求について監査を実施した結果、本件海外視察に係る旅費等の支出の一部が、法第242条第1項に規定する不当な公金の支出であると認められたので、同条第3項の規定により、知事に対し、平成14年3月20日までに次の措置を講ずるよう勧告する。

措置すべき事項

前議長に対して、1,670,000円、随行職員に対して、517,900円を県に返還するよう求めること。

(別記)

請求人

住 所	氏 名
上高井郡小布施町大字小布施854番地39	倉科浩彰
木曾郡檜川村大字贅川1582番地	小澤彰一
長野市篠ノ井岡田2985番地	宮沢 久
中野市大字岩船296番地1	田中 孝
長野市川中島町今里868番地54	山崎和代
長野市大字稲田716番地の14	田中静身
長野市皆神台169番地	清水弘子
長野市大字安茂里1150番地4	山口貞子
長野市大字北長池350番地	舟田弘子
長野市川中島町今里1547番地	山崎千鶴子
長野市篠ノ井布施高田26番地7	三井多美子
長野市宮沖185番地	傳田紀昭
長野市大字栗田558番地8	高藤美和子
長野市上野3丁目331番地	中野友貴
長野市大字西尾張部517番地	井上淑子
長野市大字稲田681番地8	須藤公治
長野市吉田4丁目25番46号	藤沢 薫
長野市大字西和田506番地	中村末子
上高井郡小布施町大字小布施1109番地1	本荘善規
長野市大字西和田506番地	中村和雄
長野市大字南長野西後町625番地の6	竹村利幸
須坂市明德12番地の3	前島章良
長野市大字南堀26番地の20	山岸堅磐
長野市上野1丁目1508番地	原 惠次
長野市篠ノ井布施五明1番地23	永原征夫

長野市三輪2丁目34番11号

長野市大字若槻団地1番地93

長野市大字稲葉2748番地7

更埴市大字森2590番地12

長野市若穂保科2865番地24

長野市桐原2丁目13番21号

長野市合戦場2丁目51番地

長野市大字東和田749番地6

竹内哲雄

田嶋季晴

近藤けさ子

中村宏美

若林律子

宮澤国夫

赤羽豊喜

今井和子

(別紙1) 本件海外視察の行程等

	月日	地名	現地時間	交通機関	内容
1	12月22日(金)	成田 パリ パリ ローマ	11:55 発着 16:25 発着 17:40 発着 19:45 発着	ANA-205 AZ-325	オリンピックスタジアム視察・サッカー観戦 (ローマ泊)
2	12月23日(土)	ローマ	終日		ローマ市内世界遺産視察 (ヴァチカン市国、ヴァチカン美術館) ローマ市庁舎他市内視察 (ローマ泊)
3	12月24日(日)	ローマ	終日		ローマ市内世界遺産視察 (コロッセオ、トレビの泉、フォロ・ロマーノ遺跡等) (ローマ泊)
4	12月25日(月)	ローマ フィレンツェ	11:00 発着 12:34 発着	特急列車	フィレンツェ市内見学 (フィレンツェ泊)
5	12月26日(火)	フィレンツェ	終日		フィレンツェ市内・ピサ視察 「歴史的建造物保護の交通規制等」 (フィレンツェ泊)

6	12月27日(水)	フィレンツェ ミラノ	発着	8:28 11:50	特急列車	ミラノ市内視察 「歴史的建造物保護の町並み景観等」 (ミラノ市観光案内所、ドゥオモ、サンタ・マリア・デッレ・グラツィエ教会等) (ミラノ泊)
7	12月28日(木)	ミラノ		終日		ミラノ郊外アウトレット視察 ミラノ郊外コモ視察 (ミラノ泊)
8	12月29日(金)	ミラノ パリ	発着	11:15 12:45	AZ-312	ARPAD(依存老人ホーム)視察 パピリオン・スーモア市福祉センター視察 (パリ泊)
9	12月30日(土)	パリ	発	18:30	ANA-206	パリ市内・副都心視察 (ルーブル美術館、凱旋門、新凱旋門等) (機中泊)
10	12月31日(日)	成田	着	14:05		

(注)1 ANAは全日空、AZはアリタリア航空である。

2 現地時間は、出発前の予定時間である。

(別紙2) 前議長から聴取した意見(要旨)

1 視察地の決定について

- ・ イタリアは先進国中最悪の財政状況であったが懸命に努力し、今は日本が最悪となっている。日本経済、特に活力に満ちた長野県づくりのために、今回の視察地は三つのコンセプトを目的として決定した。つまり、イタリアは観光対策と商業対策の二つのコンセプト、フランスは福祉問題・少子高齢化を一つのコンセプトとして視察の目的とした。ほかにイタリアではスポーツ振興、青少年健全育成、ゴミ収集も視察することとした。
- ・ 長野オリンピックでもボランティア活動に参加したが、私の理念は現場主義であるので、駐車場での外国人対応などを行っていた。今回の視察は歴代議長の慣行として行ったが、決められた形式、挨拶、説明を受けるのではなく、実際に現場に入って行き、自ら分でいろいろな人にモニタリングをして、肌で感じたものを大事にして県政に役立てようと考えた。

2 現地における視察と成果

- ・ 長野県体育協会総務委員長の立場でもあったので、長野県のサッカー振興のため、ローマのサッカー場ではセリエAの試合並びに駐車場、競技場の外観、サポーターの応援、セキュリティ対策などを中心に視察した。30分程度と時間が少なかったが、この雰囲気を実感し、競技力向上とともにワールドカップ開催を契機として是非とも長野県にプロサッカーチームを作りたいものと思った。
- ・ ヴァチカンでは寺院と美術館が観光対策として必ずセットされており、善光寺も信濃美術館や東山魁夷館とセットにすると良いのではないかと思った。また、ローマでは観光バスを一定の場所に駐車させ、観光客はほとんど徒歩で移動しており、日本の観光地は参考にすべきではないかと思った。また、バリアフリー対策も行き届いている印象を持ったほか、一層の国際化に伴って増加が必至と思われる置き引き、スリ対策について現場で調査した。
- ・ 城下町であるフィレンツェでは、環境対策、交通渋滞対策のためのパークアンドライド方式を松本市に当てはめられないか、などの感想をもった。ゴミの分別収集も進んでいた。また、イタリア人家族の方と懇談したところ、イタリアはファミリー意識が強く、今でも大家族が多いようであり、日本の核家族化の現状や青少年健全育成などを考える上で勉強になった。
- ・ ローマ、フィレンツェ、ミラノでかなり多くの外国人観光客に対し、イタリアに来た理由や日本への旅行について尋ねたところ、日本は遠い、旅費も高い、場所さえわからないなどであった。今後、外国人観光客の誘致が課題となるが、ヨーロッパからの観光客の誘致を期待するより、近くて安く来られる韓国、中国、台湾を中心とした観光対策を構築すべきであり、今後長野県の空港、駅、ホテル、美術館等の観光地ではハングル文字や漢字をあらゆる場所に使用すべきだと思った。
- ・ ブランド商品と長野をどう結びつけるかということを考え、ミラノの専門店の

前で若い日本人女性にもリサーチをした。買物は平均20万円程であり、日本ではコンビニ、海外ではブランドという買物指向が伺えた。ブランド品を安く売るアウトレット店は軽井沢で成功しているが、長野や松本を視野に入れて誘致し、高速交通網とリンクさせ、善光寺-松本城-アウトレット店、そして四つの平の観光地をリンクした中での日本人向け、外国人観光客向け、特にアジア観光客向けの観光対策を検討すべきではないかと思った。

- ・ 交通機関については、特に長距離列車における旅行用バグの置場や安全性などを反面教師とし、これからは日本でも置き引き等の対策が必要であると痛感した。

3 報告書等について

- ・ 今回の視察については、かなりの意義、成果があったと自負している。報告書に、ハンゲル文字やアウトレット等の観光対策などについての記述がもれていたり、個人的に何度も行っているトレビの泉や美術館などの記述にニュアンスの違いがあったのは残念だが、外国における言葉の問題や過度の緊張を考慮せず、かなり多くの口述筆記をお願いしたことがニュアンスの違いとして出たのではないかと思い反省している。2月県会はかつてないほど紛糾し、私も休む暇なく議長職を全うしていたので、報告書案を私に見せる機会を逸してしまったものと思われるが、私から尋ねるべきであったにもかかわらず、忙しさのためそれをしなかった私に責任があり、責任を転嫁するつもりは全くない。
- ・ 私は議長就任以来数々の改革に取り組んだが、この度の批判を思うと、海外視察の改革をなぜ自分の手でできなかったのか残念でならない。今の県の財政状況を考え、県民の皆様からの批判に対応したいが、観光であったと指摘されての対応では整合性がとれない。論点が観光か視察かとなると、私にとって視察であったという自負心がある。かなりの成果があったので必ず長野県のために活かしたい。視察したこと、構想を県民の皆様幅広く訴えていきたいと思っている。

監査委員事務局

平成14年2月21日発行 長野県報 (毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日)
大正2年10月16日第3種郵便物認可 (購読料 (送料とも) 1か月2,038円)



さわやかな 心のふれ合い 助け合い

発行所 長野県総務部法規学事課印刷係
〒380-8570 (県庁専用番号)
長野市大字南長野字幅下692の2
電話 026 (235) 7061